

# 研究倫理におけるコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

## 1. 研究倫理「コンプライアンス教育」

- (1) 目的：研究費等の不正防止対策の理解の促進を目的とする。
- (2) 対象：研究活動、研究費業務に従事する全ての構成員
- (3) 実施方法・頻度
  - ① e-ラーニングによる学習：新規着任時  
※日本学術振興会研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research )
  - ②研究倫理研修（別紙）  
※年1回程度開催、研究活動・研究費業務に従事する教職員の参加必修  
※受講状況及び理解度の把握（出欠確認・アンケートの実施（義務化））
  - ③科学研究費説明会の開催  
※年1回（10月頃）開催、申請者必修
  - ④誓約書の提出：研究活動、研究費業務に従事する教職員対象（義務化）
- (4) 実施内容（文部科学省が示す主な例）
  - ①コンプライアンスの基本的理解：本学の行動規範（理念、背景、考え方等）、本学の不正防止の取組（相談窓口、告発制度、モニタリングの観点、懲戒制度等）
  - ②研究費使用ルールの理解：自身の権限や責任、各研究費制度のルール、本学の研究費使用ルール、不正使用事例とペナルティ
  - ③事例を踏まえたディスカッション：具体的な不正使用事例の分析、自機関におけるリスクと対策の検討

## 2. 研究倫理「啓発活動」

- (1) 目的：不正を起こさせない組織風土を形成することを目的とする。
- (2) 対象：全ての構成員（役員、教職員）  
競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生
- (3) 実施方法  
大学教学会議及び各学部教授会の場や学内インターネット（desknet's,Takudai Portal ）を活用し、次の（5）実施内容をテーマとした意識啓発、情報の周知・認識の共有化を図る。
- (4) 実施頻度（四半期に1回）  
※3カ月に1回（例えば6月、9月、12月、3月）程度実施する。
- (5) 実施内容（文部科学省が示す主な例）
  - ①意識啓發：定例会議等の場で、最高管理責任者の不正防止のビジョンを周知・リスクマネジメント（抽出・分析・評価・対策）を通じた危機意識の醸成、「コンプライアンス推進月間」等の実施
  - ②情報の周知・認識の共有：不正防止計画に基づく取組内容の周知、相談窓口・告発制度の周知、内部監査結果の周知と認識の共有、不正使用事例の周知と認識の共有
  - ③意識調査の実施・活用：公的研究費の使用に関する意識調査の実施、PDCA サイクルに活用するための分析、分析した意識調査結果のフィードバック

以上